

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年6月21日（平成29年（行個）諮問第102号）

答申日：平成30年3月28日（平成29年度（行個）答申第224号）

事件名：本人に係る「平成27年特定番号」の資料の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年労第530号」，「平成27年労第531号」の資料の全てを開示せよ尚この上記番号は労働保険審査会における番号である」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の開示請求につき，これを保有していない，及び開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は，結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成28年12月26日付け兵労個開第160号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

平成19年特定月に特定事業場での業務中の労災認定のけがが，申立人が申請したうえで提出した10号様式書面を開示せよ。また，労災認定期間が明らかとなる申請期間を示した書面（労災にいう休業請求書面）理由（原文ママ），申立人は労災の請求期間について途中で申述しており，その状況で症状固定請求するには合理的矛盾が残る。

（2）意見書

相手方厚労省については，申述人が平成19年特定月，特定労働基準監督署管轄における後遺症申請し，認定としたことに関連し，「不開示は正しい」とした。

ここで，個人情報保護法25条がある。厚労省が認定した労災における休業申請，症状固定に関連する資料について相手方が拒否すべき特別の事情はない。ここには憲法14条にも関連してゆくように，申立人には知る権利がある。そしてまた，相手方が不開示とするべき秘密を必

要とするべき重要事項は含まれず、申立人が特定病院名に対して申請をし、そのことをもって10号様式につき解釈を加えた上で後遺症認定となった流れに関連する資料を開示請求するだけである。ここで判断を左右する重要事項とは、申立人は後遺症申請をしていないことが明らかとなることから、厚労省については不利益なるから隠蔽をすることは逆に相手方が刑法に抵触することにもなり、刑訴法にいう公吏、官吏は犯罪があると思慮する時は告訴、告発するべき義務があることに反する国家公務員法84条となってゆくもの。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成28年11月10日付け(同月14日受付)で、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成27年労第530号」、「平成27年労第531号」の資料の全てに係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成28年12月26日付け兵労個開第160号により不開示決定(原処分)を行ったところ、審査請求者がこれを不服として、平成29年3月20日付け(同月23日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法18条2項の規定に基づき不開示とした原処分は結論において妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、労働保険審査会において「平成27年特定番号」、「平成27年特定番号」の番号が付与された審理における資料の全てである。

(2) 原処分の妥当性について

自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する者は、法13条2項の規定に基づき開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。また、法26条1項の規定により政令で定める額の手数料を納めなければならない。

しかし、原処分庁が相当の期間を定めてこれらの規定による書類の提出及び手数料の納付を求めたにも関わらず、請求者は開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提出又は提示せず、開示請求手数料も納付していないことから、法13条2項及び26条1項で定める形式に不備がある開示請求であるとして不開示とした原処分庁の判断は妥当であったと考えられる。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月7日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成30年1月18日 審議
- ⑤ 同年3月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとするとともに、本件開示請求に本人確認書類が提示又は提出されていないこと及び開示請求手数料の未納という形式上の不備があり、相当の期間を定めて補正を求めたが、補正されなかったとして、本件対象保有個人情報を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は形式上の不備があるとして、原処分を結論において妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 原処分に至る経緯について

諮問書に添付された開示請求書類及び補正依頼文書並びに諮問庁の理由説明書によると、その経緯は以下のとおりである。

ア 審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求める平成28年1月10日付けの開示請求書を郵送で処分庁に提出し、処分庁は同月14日付けで受理した。なお、この開示請求書には、審査請求人の住所が記載されていたが、電話番号等の他の連絡方法の記載がなかった。

イ 本件開示請求では、法13条2項に規定する保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出がなく、また、法26条1項に規定する開示請求手数料の納付を示す収入印紙の添付がなかった。

ウ そのため、処分庁は、平成28年12月8日付けで、開示請求書に記載された審査請求人の住所に対して、保有個人情報の本人であることを示す書類の提示及び開示請求手数料の納付を示す収入印紙を処分庁に送付するよう補正を求める文書を郵送した。また、その文書は、補正期限として同月16日とし、期限を徒過した場合には、補正の意思がないものとして取り扱うとの記載があった。

エ その後、補正期限を徒過しても、補正がなされなかったことから、

開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提出又は提示せず、開示請求手数料も納付していないことから、法13条2項及び法26条1項で定める形式に不備がある開示請求であるとして不開示とする原処分を、平成28年12月26日に行った。

(2) 検討

本件では、審査請求人への補正依頼文書に記載された補正期間の期限が1週間後であるが、その後も審査請求人から補正及び手数料の納付が行われるのを待ち、最終的には、補正依頼の発出後、18日後に原処分を行っており、補正の内容及び期限について不適切とまでは認められない。

したがって、処分庁が、本件対象保有個人情報を保有していない又は開示請求に本人確認書類が提示・提出されていない及び開示請求手数料の未納という形式上の不備があるとして不開示とした原処分は、本来、形式上の不備という理由のみで不開示とすべきであったと認められ、結論において妥当であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の開示請求につき、これを保有していない、及び開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に本人確認書類の未提出及び開示請求手数料の未納という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは結論において妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子